

つむぎ社会保険労務士事務所 関西社会労働保険問題懇話会

便り No.84

(労働保険事務組合 関西社労懇)

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.eonet.ne.jp

今回は、令和6年10月から令和7年4月にかけて順次施行される、雇用保険法の主な改正についてポイントをご案内いたします。今後の手続きに影響を及ぼす内容も含まれておりますのでご注意ください。

◆令和6年10月1日～教育訓練給付の給付率が追加給付されます。

雇用保険制度には働く方のキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚労省が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される教育訓練給付という制度があります。この給付率が引き上がります。

◆**専門実践教育訓練給付金**：訓練の受講前後で賃金が5%以上上昇した場合に、教育訓練経費の10%を追加支給。

◆**特定一般教育訓練給付金**：訓練修了後に資格を取得し、被保険者として就職等した場合に、教育訓練経費の10%を追加支給。(下図赤書き部分)

	本体給付 (受講終了)	追加給付① (資格取得+就職・在職中)	追加給付② 賃金上昇	最大支給率 (年間上限額)
専門実践	50%	20%	10%	80% (64万)
特定一般	40%	10%	-	50% (25万)

◆専門型実践教育訓練の対象資格・講座の例

・医療・社会福祉・保健衛生(看護師・介護福祉士等)・IT・調理他各種専修学校・大学・大学院など

◆特定一般教育訓練の対象資格・講座の例

・介護職員初任者研修・喀痰吸引等研修・プログラミング・玉掛技能講習・小型移動式クレーン・フォークリフト運転技能講習など

本人の依頼に応じ、在籍証明や賃金記載等事業主の証明が必要になりますのでご協力をお願いします。

◆令和7年1月～離職票がハローワークから本人へ直接交付できるようになります。

離職により雇用保険を資格喪失した際に交付する離職票について、現在は事業主を通じて交付されていましたが、事業主が電子申請により手続きをしている場合で、離職者本人が希望し、マイナポータルを登録している場合は、直接ハローワーク(以下「HW」と略します。)から離職票の交付ができるようになります。これにより、より早く失業者が失業給付の手続きができるようになります。ただし、個人番号が事前にHWに登録できていない場合は発行ができないため、事業所を通して登録の届け出が必要になります。退職の手続きの際は、本人の直接交付希望確認と、事前の登録確認をお願いいたします。

◆令和7年4月～Ⅰ.雇用保険料が下がります。

令和7年4月分以降の雇用保険料額表

	労働者負担	事業主負担	①②合計
	①	②	
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
令和6年度	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000
令和6年度	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

Ⅱ.自己都合で退職する場合の失業給付の制限期間が緩和されます。

現在、自己都合による離職の場合の失業給付(基本手当)は、HWに求職申し込み後、7日間の待期を経た後2か月、5年以内に3回以上離職の場合や本人の責めによる解雇の場合は、3か月給付制限期間があります。この間は失業給付を受けることができず、HWの公共職業訓練等を受講した場合のみ給付制限が解除される制度になっています。この給付制限期間を短縮し、労働者の収入不安をなくし、安心して再就職活動を行えるよう改定されます。

① 給付制限期間が2か月⇒1か月に短縮(ただし



5年以内に3回以上離職の場合は従来のまま)

② 離職日以後や離職日前1年以内に、教育訓練給付金の対象訓練等を受講した場合も、給付制限が解除され、前述職業訓練の対象講座や対象期間が広がります。

◆Ⅲ. 高年齢雇用継続給付の支給率が引下げられます。

60歳以上の労働者が継続雇用され、賃金が60歳時点より75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続給付の支給率が、現行の15%から10%に引き下げられます。これにより高年齢労働者が受け取る給付金額が減少します。

【例】 60歳賃金35万が21万に下がった場合

改定前 31,500円の給付金 (21万の15%)

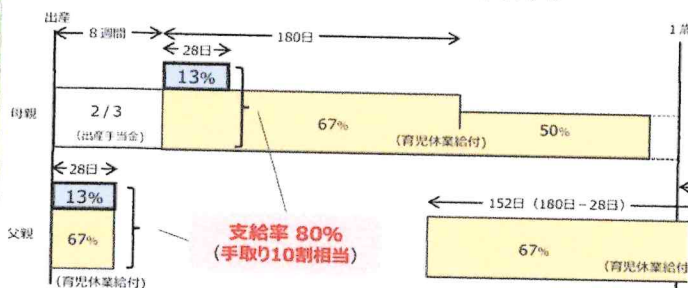
改定後 21,000円の給付金 (21万の10%)

60歳定年後、嘱託再雇用として賃金が低下することがありますが、給付率が下がったことも踏まえ、高年齢者が持つ経験や技能を活かしつつ、就労意欲が保てる賃金設定がより求められます。



Ⅳ. 出生後休業支援給付の創設

子の出生直後の一定期間内(父親は出生後8週間以内、母親は16週間以内)に、被保険者と配偶者の両方が14日以上(出生時育児休業又は育児休業のいずれか)を取得する場合に、最大28日間、休業開始時賃金の13%が支給されます。それにより、既存の育児休業給付と合わせて支給率が80%(手取り10割相当)へと引き上がります。



なお、ひとり親である、配偶者が公務員や自営業で雇用保険に加入していない、などの例外要件に該当する場合は両方が取得する必要はありません。

具体的には、育児休業給付金や出生時育児休業給付金に上乗せして支給されることとなりますが、手続きの際には従来に加え、配偶者の被保険者番号、休業開始日、例外の事情などの確認、母子手帳や住民票のコピーの添付等が必要となりますので

ご注意ください。

また、経過措置として施行日前より一方が育児休業等をしている場合で、施行日後配偶者が14日以上休業を取得した場合は、対象となりますので給付申請をしてください。



Ⅴ. 育児時短就業給付の創設

労働者の「共働き・共育で」の推進や、仕事と育児の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、2歳未満の子を養育する被保険者が早期に復帰し、育児休業終了後、14日以内に引き続き育児時短就業をする場合、時短勤務中の低下した賃金の補填として賃金の最大10%が給付金として支給されます。

具体的な手続きとしては、従来と同じく対象月ごとに低下した賃金を記入し申請します。(最長2歳まで)。経過措置として施行日前から育児休業終了後引き続き育児時短就業をしている場合は対象となりますので4月以降は申請して下さい。

開始後賃金	育児時短就業開始前の賃金月額				
	30万	28万	26万	24万	22万
27万	27,000	8,991	0	0	0
26万	26,000	17,992	0	0	0
25万	25,000		9,000	0	0
24万	24,000		18,000	0	0
23万	23,000			9,016	0
22万	22,000			17,996	0
21万	21,000				9,009
20万	20,000				18,000

この他に、事務所日よりR6.11月号でご紹介した育児休業給付金の期間延長手続の見直し(厳格化)などもあります。詳しくは厚労省HPをご確認ください。

トピックス 健康保険、介護保険料が改定になります

健康保険料、介護保険料が3月分(4月納付分)から改定されます。給与計算の際ご注意ください。厚生年金保険料は変更ありません。保険料額表は、協会けんぽHPでもダウンロードできます。

事務所よりひとこと

今回の雇用保険法改正は、労働者の生活安定とキャリア形成、職場環境づくりを支援するものですが、企業にとっては賃金設定や労務管理が複雑になります。それでも制度の理解を深め、従業員の定着、企業の発展につなげていただければ幸いです。規程の見直しや社内様式の整備などご相談、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。



(文責 特定社会保険労士 杉原 純子)